

表 基準省令との比較（廃止基準）

No.	廃止基準項目	内 容	中山投棄場の現況	評価 (廃止基準適合状況)
1	・構造基準への適合 構造基準に適合していないと認められないこと。	囲い、立札、調整池、浸出液処理設備以外の必要な構造物が存在する場合、構造基準に適合している。	該当する構造物は目視検査等の結果損壊は認められない。	廃止基準に適合
2	・悪臭の発散防止の措置 悪臭の発生が認められないこと。	最終処分場外に悪臭が出ない措置を行う。	最終覆土を実施している。	廃止基準に適合
3	・火災の発生防止の措置 火災の発生のおそれがないこと。	廃棄物による火災の発生を防止する措置を行う。	最終覆土を実施している。	廃止基準に適合
4	・害虫等の発生防止の措置 害虫等の異常な発生が認められないこと。	ねずみ、はえなどの生息を防止する措置を行う。	最終覆土を実施している。	廃止基準に適合
5	・地下水等の水質基準適合 地下水等の水質基準に適合していないと認められないこと。	地下水等の水質基準に適合していることを確認する。 ただし、最終処分場以外の原因により水質が悪化したことが明らかな場合には、廃止の基準に適合しないことにはならない。	モニタリングは最終処分場の上下2か所の観測孔で実施している。過去2年間の水質は基準に適合している。また、下流域の地下水（4カ所）についてもモニタリング調査を実施しており、過去2年間の水質は基準に適合している。なお、過去の調査結果から増加の傾向は認められない。	廃止基準に適合
6	・保有水等の水質基準適合 保有水等の水質が排水基準に適合していること。	廃止の確認の直前2年間以上にわたり、保有水等が排水基準に適合することを確認する。	排水基準に定める項目を全て調査した結果、過去2年間の水質は水質基準に適合している。	廃止基準に適合

7	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの発生 ガスの発生がほとんど認められないこと、または、ガスの発生量の増加が2年間以上にわたり認められないこと。 	ガスの発生がほとんど認められないことやガスの発生量の増加が2年間以上にわたり認められないことを確認する。	モニタリングは最終処分場内のガス抜き管6か所で実施している。発生ガスとガス流量の調査の結果、過去2年間の発生ガスは僅かで、ガス流量の増加は認められない。	廃止基準に適合
8	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地の内部の温度 埋立地の内部の温度が異常な高温になっていないこと。 	埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が20℃未満の状態であることを確認する。	ガス抜き管6か所と地下水観測孔1か所で埋立地内外の地中温度を測定した結果、過去2年間の地中の温度差は20℃未満である。	廃止基準に適合
9	<ul style="list-style-type: none"> ・覆い 覆土等の覆いの損壊が認められないこと。 	50cm厚以上の覆土の状況を確認する。	最終覆土(50cm以上)を実施している。最終覆土に損壊はなく、良好である。	廃止基準に適合
10	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆型埋立地の覆い 覆いの沈下、亀裂等により遮水の効力の低下がないこと。 	覆いの沈下、亀裂により遮水の効力の低下がないか確認する。	該当なし。	廃止基準に適合
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全上の支障 最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が生じていないこと。 	現に生活環境の保全上の支障が生じていないか確認する。	生活環境の保全上の支障が生じていない。	廃止基準に適合
12	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀処理物の措置 基準適合水銀処理物が埋め立てられている場合にあつては当該基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置が講じられていること。 	基準適合水銀処理物に雨水が浸入しないように必要な措置が講じられている。	該当なし。	廃止基準に適合

(参考) 廃止基準：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52・3・14総理府・厚生省令1)」第1条第3